

第5章 県国民保護計画が対象とする事態

県国民保護計画においては、以下のとおり基本指針において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

県国民保護計画においては、武力攻撃事態として、以下に掲げる4類型を対象として想定する。

① 着上陸侵攻

〔特徴〕

- ・ 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。
- ・ 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。
- ・ 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。
- ・ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。

② ゲリラや特殊部隊による攻撃

〔特徴〕

- ・ 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。
- ・ 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば原子力発電所が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。また、ダーティボムが使用される場合がある。

③ 弾道ミサイル攻撃

〔特徴〕

- ・ 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。
- ・ 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

④ 航空攻撃

〔特徴〕

- ・ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また、攻撃目標を特定することが困難である。
- ・ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。
- ・ なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。
- ・ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

2 緊急対応事態

県国民保護計画においては、緊急対応事態として、以下に掲げる事態例を対象として想定する。

(1) 攻撃対象施設等による分類

① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

・ 原子力事業所等の破壊

〔被害の概要〕 大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。

・ 隣接県の危険施設等の破壊

・ 石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破

〔被害の概要〕 爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

・ 危険物積載船への攻撃

〔被害の概要〕 危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。

・ ダムの破壊

〔被害の概要〕 ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。

② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

・ 大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破

〔被害の概要〕 爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。

・ 列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

・ダーティボム等の爆発による放射能の拡散

〔被害の概要〕 ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。また、ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。

・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布

〔生物剤による攻撃の被害の概要〕 生物兵器の被害の特徴と同様である。

・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布

〔化学剤による攻撃の被害の概要〕 化学兵器の被害の特徴と同様である。

・水源池に対する毒素等の混入

② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

〔被害の概要〕 主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。

爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

※ NBC攻撃による被害の概要

① 核兵器等

核兵器を用いた攻撃（以下「核攻撃」という。）による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能（物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって生ずる。核爆発によって①熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。残留放射線は、②爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物）からの放射線と、③初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分される。このうち①及び③は、爆心地周辺において被害をもたらすが、②の灰（放射性降下物）は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。

② 生物兵器

生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。

生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤が否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。

③ 化学兵器

一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 県における組織・体制の整備

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各局部における平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 県の各局部における平素の業務

県の各局部は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備のための業務を行うものとする。

【県の各局部における平素の業務】

局部名	平素の業務
危機管理監	1 国民保護協議会の運営に関すること 2 国民保護対策本部に関すること 3 国民保護措置の準備に関すること 4 国民保護に関わる関係機関との連絡調整に関すること 5 国民保護措置に関する訓練・啓発に関すること 6 警報の通知、避難の指示及び緊急通報の発令に関すること 7 避難施設の指定に関すること 8 安否情報の収集体制の整備に関すること 9 ボランティア等の支援に関すること 10 防災ヘリコプターの運航に関すること 11 自主防災組織との連絡調整に関すること 12 危険物質及び石油コンビナートの保安対策に関すること 13 防災行政無線電話の確保に関すること 14 特殊標章等の交付等に関すること
会計管理部	1 国民保護措置の実施に要する費用の出納及び物品の調達に関すること
総務局	1 広報に関すること 2 報道機関との連絡調整に関すること 3 庁舎、公有財産の管理、運用、調査に関すること 4 職員の服務、給与に関すること 5 国民保護措置関係予算その他財務に関すること 6 県議会に関すること（臨時議会の招集） 7 東京所在政府機関からの情報の収集に関すること 8 政府、政党、中央官庁に対する広報要望に関すること 9 職員の動員、派遣要請、受入れに関すること 10 職員の食料の供給、救援及び補償に関すること 11 県税その他の徴収金（使用料等）に関すること 12 メイプルネット、県庁 LAN・WAN の保全に関すること
地域政策局	1 外国人に対する広報、避難、救援に関すること 2 国際人道法の普及、教育に関すること 3 避難住民の運送（バス、鉄道）並びに避難住民及び緊急物資の運送の総括に関すること 4 公共交通機関との連絡調整に関すること 5 市町の行政運営に関すること 6 市町が必要とする事務の委託に関すること

環境県民局	1 生活関連物資等の価格の安定に関すること 2 被災者相談活動に係る関係機関との連絡調整に関すること 3 人権尊重の理念の普及、啓発に関すること 4 県立大学及び私立学校との連絡調整に関すること 5 環境汚染事故の対策及び指導に関すること 6 廃棄物処理及び環境衛生施設（健康福祉局所管事項を除く）に関すること 7 自然公園施設に関すること
健康福祉局	1 避難施設の運営体制の整備に関すること 2 高齢者、障害者等の安全確保及び支援体制の整備に関すること 3 義援金品の収配等に関すること 4 国民保護法に基づく救援の実施に係る措置及びその市町指導に関すること 5 医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること 6 保健衛生に関すること 7 赤十字標章等の交付等に関すること 8 医療の確保に関すること 9 健康福祉局関係社会福祉施設に関すること 10 環境衛生施設（環境県民局所管事項を除く）に関すること 11 飲料水に関すること 12 感染症及び防疫に関すること 13 他局部に属しない生活支援及び保護に関すること
商工労働局	1 商工労働団体との連絡調整に関すること 2 災害対策用物資（食料、木材、建設機材器具を除く）の調達、あっせんに関すること 3 物資（農林水産局の所掌に属するものを除く。）の流通に関すること 4 災害応急対策のための労働力の確保要請に関すること 5 緊急物資の運送（トラック）に関すること 6 造成土地に関すること
農林水産局	1 農林水産業団体との連絡調整に関すること 2 食品供給業者の把握に関すること 3 災害対策用主要食料の調達、あっせん及び生鮮食料品の流通に関すること 4 生産流通施設に関すること 5 災害資金等の融資に関すること 6 農業協同組合及び農業共済に関すること 7 家畜伝染病予防及び防疫に関すること 8 畜産物及び家畜飼料の流通に関すること 9 農地、農業用施設に関すること 10 林道状況の把握、対策に関すること 11 災害対策用木材等の調達、あっせんに関すること 12 林業用施設、林産物に関すること 13 森林組合等が所有する共同利用施設に関すること 14 森林病虫害の防除に関すること 15 山地、治山施設に関すること 16 漁船による運送に関すること 17 漂流物等に関する情報収集に関すること 18 漁港施設等の把握、対策に関すること 19 被災漁業者に対する災害融資に関すること
土木建築局	1 道路、橋梁状況の把握、対策に関すること 2 特殊車両の通行に関すること 3 河川、海岸、ダム、砂防、急傾斜地等の把握、対策に関すること 4 土木関係災害対策資材（応急仮設住宅用資材等を含む。）及び機械の調達、あっせんに関すること 5 建設業協会、住宅供給公社等との連絡調整に関すること 6 空港、港湾漁港施設の把握、対策に関すること 7 避難住民及び緊急物資の運送（旅客船、内航貨物船及び航空機）に関すること 8 市街地状況、公園緑地施設の把握、対策に関すること 9 建築制限、緩和に関すること

	10 県営住宅及び市町営住宅に関すること
土木建築局	11 仮設住宅建設指示を受けての建設計画の策定・建設管理・管理委託に関する こと 12 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の支援に関する こと 13 流域下水道・公共下水道に関すること
上下水道部	1 流域下水道施設の運営・保全対策に関すること
教育委員会	1 文教施設等の保全、避難施設の確保に関すること 2 公立学校等への警報の伝達体制整備に関すること 3 公立学校の児童、生徒の避難及び安全確保に関すること 4 公立学校の児童、生徒の応急教育及び学用品の供与に関する こと 5 公立学校の児童、生徒に対する啓発に関すること 6 文化財の保護に関すること 7 教育関係義援金に関すること 8 教育委員会関係災害の情報収集及び被害調査に関する こと
県警察	1 警備体制の整備に関すること 2 情報の収集・連絡体制の整備に関すること 3 住民等に対する情報伝達・広報体制の整備に関する こと 4 交通規制に係る体制整備に関すること 5 住民避難後の避難地の警備に関すること 6 生活関連等重要施設に係る基礎資料の収集整備に 関すること 7 装備資機材の整備に関すること 8 関係機関との協力体制の構築に関する こと 9 武力攻撃災害における応急措置等に係る体制の 確保に関する こと 10 特殊標章の交付及び使用に係る体制の整備に 関する こと 11 教養訓練の実施に関する こと

2 県職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な確保

武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員を迅速に確保できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 県の体制及び職員の参集基準等

事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、次の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

なお、職員への連絡手段、県対策本部長等の職務代理、職員の所掌事務、交代要員の確保など、運営に必要な事項については、別に定める。

【職員参集基準】

事態の状況	体制	基準	役割	参集
事態認定前	国民保護担当室	国内で武力攻撃事態等の認定に繋がる可能性のある事案が発生するなどし、情報収集等の対応が必要な場合で、危機管理監が必要であると認めた場合	情報収集	危機管理監職員数名
	国民保護対策連絡室	① 県内で武力攻撃事態等の認定に繋がる可能性のある事案が発生するなどし、知事が設置の必要があると認めた場合	情報収集、応急対策、予防対策	室長：危機管理監 室次長：危機管理部長
事態認定後		② 国において武力攻撃事態等の認定が行われたが、本県に対策本部設置の指定に係る通知がない場合		室員：危機管理課長、各局部の幹事課長等
	県国民保護対策本部	本県に対策本部設置の指定に係る通知があった場合	国民保護措置の実施	全職員

3 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

武力攻撃事態等が発生した場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、以下のとおり担当局部を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

		担当局部
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関すること。(法第81条第2項)	健康福祉局
	特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項)	健康福祉局
	土地等の使用に関すること。(法第82条)	健康福祉局
	応急公用負担に関すること。(法第113条第3項)	各局部
	車両等の破損措置に関すること。 (法第155条第2項において準用する災害対策基本法第76条の3第2項後段)	警察本部
実費弁償(法第159条第2項)	医療の実施の要請等に関すること。(法第85条第1・2項)	健康福祉局
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの。 (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)	各局部
	医療の実施の要請等によるもの。(法第85条第1・2項)	健康福祉局
不服申立てに関すること。(法第6条、175条)		各局部
訴訟に関すること。(法第6条、175条)		各局部

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

国民の権利利益の救済の手續に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）は、県文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐための配慮を行う。

これらの手續に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

4 市町及び指定地方公共機関の組織の整備等

市町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、消防本部との連携を図りつつ当直等の強化（警報の発令などにおいて、速やかに市町長及び国民保護担当職員へ連絡が取れる体制も含む。）を図るなど、24時間即応可能な体制の整備を行うほか、職員の配置及び参集基準等の整備を行うものとする。

また、国民の権利利益の救済の手續等について迅速な対応ができるよう担当課を定めるなど、体制の整備に努めるものとする。

指定地方公共機関は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、職員の配置等国民保護措置に必要な体制の整備を行うほか、参集基準等の整備に努めるものとする。

第2 関係機関との連携体制の整備

国民保護措置を実施するに当たり、国、他の都道府県、市町、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備するものとする。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

県は、国、他の都道府県、市町、指定公共機関及び指定地方公共機関の関係連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図るものとする。

(3) 関係機関相互の意思疎通

関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図るものとする。

2 国の機関との連携

(1) 指定行政機関等との連携

国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、指定行政機関と必要な連携を図る。特に、国との連絡調整の主たる窓口である消防庁や県国民保護計画の協議先となる内閣官房と緊密な連携を図る。

(2) 防衛省・自衛隊との連携

自衛隊の部隊等の派遣の要請が円滑に実施できるよう、防衛省・自衛隊との連携を図る。

(3) 指定地方行政機関との連携

県内の国民保護措置が円滑に実施されるよう、関係指定地方行政機関との連携を図る。

3 他の都道府県との連携

(1) 広域応援体制の整備

大規模な武力攻撃災害が発生した場合や武力攻撃災害が長期にわたるような場合に備えて、広域にわたる避難、物資及び資材の提供並びに県の区域を越える救援等を実施するための広域応援体制を整備する。また、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

(2) 相互応援協定の締結等

県境を越える避難やNBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）による災害への対処などの武力攻撃事態等においても対応できるよう、防災のために締結されている相互応援協定等の内容に関し、必要な見直しを行う等により、広域にわたる避難の実施体制、物資及び資材の供給体制並びに救援の実施体制における相互応援体制を整備する。

この場合において、防災のために締結されている相互応援協定等の内容に関し、必要な見直し等を行ったときは、消防庁を通じて国に情報提供を行う。

(3) 警察災害派遣隊の充実・強化

県警察は、他の都道府県警察と連携して、警察災害派遣隊が直ちに出動できるよう、隊員に対する教養訓練を徹底するとともに、招集・出動体制の確立等必要な体制の整備を図る。

(4) 他県との情報共有

広域にわたる避難や救援を行う場合の避難経路、運送手段等に関し、他県との間で緊密な情報の共有に努める。

特に、生物剤等による攻撃にあつては、県の区域を越える広域的な災害に対応することが重要であるため、保健所、保健環境センター等の機関は、他県との間で緊密な情報の共有に努める。

(5) 他県に対する事務の委託

国民保護措置の実施に必要な事務又はその一部を委託する場合に備えて、委託事務の範囲、管理方法、執行方法、経費の支弁方法など必要な準備を行う。

4 市町との連携

(1) 市町の連絡先の把握等

県内の市町と緊密な連携を図るとともに、市町の連絡先は事前に把握しておくものとする。

特に、避難の指示と避難実施要領の記述内容、救援の役割分担、運送の確保等、県と市町との間で特に調整が必要な分野における連携に留意する。

(2) 市町の行うべき事務の代行

県は、市町長の行うべき国民保護措置の全部又は一部を市町長に代わって行う場合に備え、必要に応じ、調整を図る。

(3) 市町国民保護計画の協議

県は、市町国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市町の行う国民保護措置との整合性の確保を図るとともに、市町相互間の国民保護措置の整合性の確保を図る。

(4) 消防機関の応援態勢の整備

県内の消防機関との間で情報収集体制の構築を図るとともに、消防機関の活動が円滑に行われるよう、県内の消防機関との調整や応援態勢の整備を図る。

また、消防機関におけるNBC対応可能な部隊数やNBC対応資機材の所在について、把握する。

(5) 消防団の充実・活性化の推進

消防団は、避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県は、市町と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供を積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、県は、市町と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう市町に働きかける。

5 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握等

県内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先は事前に把握しておくものとする。

(2) 指定地方公共機関国民保護業務計画の運用等に関する助言

指定地方公共機関の国民保護業務計画の円滑な運用等に資するため、必要な助言を行う。

(3) 関係機関との協定の締結等

関係機関から物資及び資材の供給について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

6 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織に対する支援

自主防災組織の育成・強化のため、市町が行う自主防災組織に係る研修会等を支援する。また、自主防災組織が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図るよう市町に対し働きかける。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるように努める。

第3 通信の確保

武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等の通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁や電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保に当たっての留意事項

武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意することとする。

武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等を迅速かつ確実に通知・伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム（**Em-Net**）、全国瞬時警報システム（**J-ALERT**）、中央防災無線、消防防災無線、都道府県防災行政無線及び市町村防災行政無線等を中心に、政府共通ネットワーク、総合行政ネットワーク（**LGWAN**）等の公共ネットワーク、地域衛星通信ネットワーク等の情報通信手段を的確に運用・管理・整備を行う。

施設・設備面	・ 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・ 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・ 被災現場の状況を県警ヘリコプターテレビ電送システム等により収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。

	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
--	--

運用面	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 県警察における通信の確保

県警察は、中国四国管区警察局等、県及び市町と連携して非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策を推進する。

(4) 市町における通信の確保

市町は、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備に努めることとし、既に防災行政無線の整備を行っている市町においては、デジタル化の推進や全国瞬時警報システム（J-ALERT）の導入環境の整備に努めることとし、県に準じて通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。

第4 情報収集・提供等の体制整備

武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の通知、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

(3) 関係機関における情報の共有

国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

(4) 県警察における体制の整備

県警察は、ヘリコプターテレビ伝送システム、交通監視カメラ等その保有する手段を活用して、迅速な情報収集・連絡を可能とする体制を整備する。

2 警報等の通知に必要な準備

(1) 警報等の通知先となる関係機関

国の対策本部長が発令した警報が消防庁から通知されたときに、知事が警報の通知を行うこととなる市町、指定地方公共機関等の関係機関の連絡先、連絡方法等は別に定める。

(2) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

住民に対する警報の伝達は市町が行うものであるが、全ての住民に警報を伝達するには相当の時間を要するため、消防庁から警報の通知を受けたときは、国、市町と協力し、市町との役割分担も考慮して、県内に所在する学校、病院その他の多数の者が利用する施設へ警報の伝達を行うこととし、これらの施設について、あらかじめ定める。

(3) 市町に対する支援

市町が高齢者、障害者、外国人等に対し適切に警報の伝達を行うことができるよう、市町に対し必要な支援を行い、県警察は、市町が行う住民に対する警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、市町との協力体制を構築する。

3 市町における警報の伝達に必要な準備

市町は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。この場合において、民生委員、社会福祉協議会、介護保険事業者、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。

また、市町は、警報を通知すべき「その他の関係機関」をあらかじめ市町国民保護計画に定めておくものとする。

4 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

安否情報の収集、整理及び提供に関しては、消防庁が運用する武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム（以下「安否情報システム」という。）を利用し、円滑な安否情報の収集、整理及び提供に努める。ただし、安否情報システムが利用できない場合は電子メール・FAX・電話等を利用する。

(1) 安否情報の種類及び収集・報告様式

避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否について、県は以下の情報を収集し消防庁に報告する。収集の様式は、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号、第2号の安否情報収集様式とし、報告の様式は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号の安否情報報告様式とする。

【収集・報告すべき情報】

1 避難住民及び負傷した住民

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所（郵便番号を含む。）
- ⑥ 国籍（ただし、報告は日本国籍を有しない者に限る。）
- ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑧ 負傷（疾病）の該当
- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ 現在の居所
- ⑪ 連絡先その他必要情報
- ⑫ 親族・同居者への回答の希望
- ⑬ 知人への回答の希望
- ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意

2 死亡した住民

（上記①～⑦に加えて）

- ⑮ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑯ 遺体が安置されている場所
- ⑰ 連絡先その他必要情報
- ⑱ 親族・同居者・知人以外の者への回答の同意

（２）安否情報収集のための体制整備

県は、市町から報告を受け、又は自ら収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、県における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等をあらかじめ定めるとともに、市町の行う安否情報の収集を支援するという立場であることから、あらかじめ、市町の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）を把握する。

（３）安否情報の収集のための準備

安否情報の収集について協力を求める可能性のある県が管理する医療機関、諸学校等の所在及び連絡先等について、あらかじめ把握する。

また、県対策本部への安否情報の報告が円滑に行われるよう、あらかじめ安否情報の報告先等を関係施設の管理者等に周知するとともに、安否情報省令第１条に定める安否情報収集様式第１号、第２号及び、安否情報省令第２条に定める安否情報報告書様式第３号の周知徹底を図る。

【様式第 1 号】

安 否 情 報 収 集 様 式（ 避 難 住 民・負 傷 住 民 ）

記入日時（ 年 月 日 時 分 ）

① 氏 名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住 所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国 籍	日 本 そ の 他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負 傷 非 該 当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※ 備 考	

（注 1）本収集は、国民保護法第 9 4 条第 1 項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第 9 5 条第 1 項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。

また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。

さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注 2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。

また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注 3）「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注 4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

【様式第 2 号】

安 否 情 報 収 集 様 式 （ 死 亡 住 民 ）

記入日時（ 年 月 日 時 分 ）

① 氏 名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住 所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国 籍	日 本 そ の 他 （ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※ 備 考	

（注 1）本収集は、国民保護法第 9 4 条第 1 項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法 9 5 条第 1 項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。

また、国民保護上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。

さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注 2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。

また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注 3）「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注 4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪ の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続 柄	

（注 5） ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

【様式第3号】

安 否 情 報 報 告 書

報告日時： 年 月 日 時 分

市 町 名： 担当者名：

①氏名	②フリガナ	③出生 の年月 日	④ 男女 の別	⑤住 所	⑥ 国 籍	⑦その他個人 を識別するた めの情報	⑧負傷 (疾病)の 該当	⑨負傷又は 疾病の状況	⑩現在の居所	⑪連絡先その 他必要情報	⑫親族・同 居者への 回答の希 望	⑬知人へ の回答の 希望	⑭親族・同居者・ 知人以外の者へ の回答又は公表 の同意	備考

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
 - 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
 - ⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。
この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

5 市町における安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備**(1) 安否情報の収集、整理、報告及び提供のための準備**

市町は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行っておくものとする。

(2) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市町は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づき、所在等についてあらかじめ把握しておくものとする。

6 被災情報の収集・報告に必要な準備**(1) 情報収集・連絡体制の整備**

被災情報の収集、整理及び総務大臣への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ被災情報の収集・報告に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

(2) 被災情報収集のための準備

県は、市町に対し、収集した被災情報の報告を、県が消防庁に報告する次の様式に準じて行うよう周知する。また、指定地方公共機関に対し、自らの被災状況について、速やかに、県に報告するよう周知する。

【被災情報の報告様式】

令和 年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

令和 年 月 日 時 分
広島 県

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）
（1）発生日時 令和 年 月 日
（2）発生場所 〇〇市△△町A丁目B番C号

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町名	人 的 被 害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊 (棟)	半壊 (棟)	
			重傷 (人)	軽傷 (人)			
(人)	(人)	(人)	(人)				

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町名	年月日	性別	年齢	概 況

7 市町における被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備

市町は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備に努めるものとする。